

内部監査の実施状況について
(平成27年3月2日現在)

監査対象 官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局内各課室	平成26年11月7日から平成26年12月22日にかけて実施	①会計経理事務に関する事項 ②庶務管理事務に関する事項 ③その他	①庶務関係書類(出勤簿・休暇簿等)の軽微な記載・訂正等事務処理方法を誤っていること等が認められた。	①会議の場で、内部監査結果に基づき、適正事務処理を行うよう指導した。 ②「人事院規則」「集中化払取扱要領」等に基づき、適正な事務処理を行うこととする。
宇都宮公共職業安定所他11所	平成26年11月18日から平成26年12月17日にかけて実施	①会計経理事務に関する事項 ②庶務管理事務に関する事項 ③その他	①庶務関係書類(出勤簿・休暇簿等)の軽微な記載・訂正等事務処理方法を誤っていること等が認められた。	①会議の場で、内部監査結果に基づき、適正事務処理を行うよう指導した。 ②「人事院規則」「集中化払取扱要領」等に基づき、適正な事務処理を行うこととする。
宇都宮労働基準監督署他6署	平成26年11月5日から平成26年12月18日にかけて実施	①庶務管理事務に関する事項 ②その他	①庶務関係書類(出勤簿・休暇簿等)の軽微な記載・訂正等事務処理方法を誤っていること等が認められた。	①会議の場で、内部監査結果に基づき、適正事務処理を行うよう指導した。 ②「人事院規則」「集中化払取扱要領」等に基づき、適正な事務処理を行うこととする。